

令和3年度答申第38号
令和3年10月4日

諮問番号 令和3年度諮問第30号から第35号まで（いずれも令和3年9月1日
諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 労働保険料の認定決定等に関する件6件

答 申 書

審査請求人X₁（諮問第30号）、同X₂（諮問第31号）、同X₃（諮問第32号）、同X₄（諮問第33号）、同X₅（諮問第34号）及び同X₆（諮問第35号）からの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

- 1 審査請求人X₁、同X₂、同X₃、同X₅及び同X₆からの各審査請求については、棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。
- 2 審査請求人X₄からの審査請求については、(1)追徴金の徴収決定の取消しを求める部分を棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当であり、(2)労働保険料の額の認定決定のうち、①労働保険料の確定額の認定の取消しを求める部分を棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当であるが、②労働保険料の不足額の認定の取消しを求める部分を棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A労働局労働保険特別会計歳入徴収官（以下「処分庁1」という。）が審査請求人X₁、審査請求人X₂、審査請求人X₃及び審査請求人X₆という。）に対し、B労働局労働保険特別会計歳入徴収官（以下「処分庁2」という。）が審査請求人X₄及び審査請求人X₅に対し、それぞれ、労働保険の保険料の徴収

等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「労働保険料徴収法」という。）19条4項の規定に基づき、労働保険料の額を認定する決定（以下「本件各認定決定」又は「本件認定決定」という。）をするとともに、労働保険料徴収法21条1項の規定に基づき、納付すべき労働保険料の不足額に係る追徴金を徴収する決定（以下「本件各徴収決定」又は「本件徴収決定」という。）をしたことから、審査請求人らがこれらを不服としてそれぞれ審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 定義

ア 労働保険料徴収法2条1項は、この法律において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険（以下「雇用保険」という。）を総称すると規定している。

イ 労働保険料徴収法2条2項は、この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うものをいうと規定している。

ウ 労働保険料徴収法2条4項は、この法律において「保険年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいうと規定している。

(2) 労働保険料の納付の手續等

ア 労働保険料徴収法10条1項は、政府は、労働保険の事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収すると規定し、同条2項は、前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、一般保険料その他とすると規定している。

イ 労働保険料徴収法11条1項（平成28年法律第17号による改正前のもの。以下同じ。）は、一般保険料の額は、賃金総額に一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とすると規定している。

そして、上記の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用する全ての労働者に支払う賃金の総額をいうとされ（労働保険料徴収法11条2項）、上記の「一般保険料に係る保険料率」は、労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあっては、労災保険率と雇用保険率とを加えた率とするとされている（労働保険料徴収法12条1項1号（平成28年法律第17号による改正前のもの））。

ウ 労働保険料徴収法15条1項は、事業主は、保険年度ごとに、労働保険料（一般保険料については、その保険年度に使用する全ての労働者に係る賃金総額の見込額に当該事業についての上記イの「一般保険料に係る保険料率」を乗じて算定する（同項1号）。）を、その労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その保険年度の6月1日から40日以内に納付しなければならないと規定している。

エ 労働保険料徴収法19条1項は、事業主は、保険年度ごとに、労働保険料（一般保険料については、その保険年度に使用した全ての労働者に係る賃金総額に当該事業についての上記イの「一般保険料に係る保険料率」を乗じて算定する（同項1号）。）の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書（以下「確定保険料申告書」という。）を、次の保険年度の6月1日から40日以内に提出しなければならないと規定している。

そして、労働保険料徴収法19条4項は、政府は、事業主の提出した確定保険料申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知すると規定し、同条5項は、その通知を受けた事業主は、納付した労働保険料の額が前項の規定により政府の決定した労働保険料の額に足りないときは、その不足額をその通知を受けた日から15日以内に納付しなければならないと規定している。

オ 労働保険料徴収法21条1項本文は、政府は、事業主が労働保険料徴収法19条5項の規定による労働保険料の不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に100分の10を乗じて得た額の追徴金を徴収すると規定している。

(3) 行政手続法の適用除外

労働保険料徴収法37条は、この法律の規定による処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第2章及び第3章の規定は適用しないと規定している。

(4) 立入調査

労働保険料徴収法43条1項は、行政庁は、この法律の施行のために必要があると認めるときは、当該職員に、事業主の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類の検査をさせることができると規定し

ている。

(5) 事務の所轄

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）1条1項1号は、労働保険料徴収法の規定による労働保険に関する事務（以下「労働保険関係事務」という。）は、還付金の還付に関する事務を除き、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うと規定し、同条3項1号は、労働保険関係事務のうち、労働保険料及びこれに係る徴収金の徴収に関する事務は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官が行うと規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人らは、いずれもC地に所在するP社を親会社とするグループ会社に属し、運送業等を営む株式会社である。

審査請求人X₁、審査請求人X₂、審査請求人X₃及び審査請求人X₆はC地内の同一場所に所在し、審査請求人X₄及び審査請求人X₅はD地内の同一場所に所在している。

（審査請求人らが本件各認定決定及び本件各徴収決定の取消し等を求めた訴訟（E地方裁判所平成31年（行ウ）第a号及び令和元年（行ウ）第b号から第c号まで。以下「本件訴訟」という。）の判決書（以下「本件判決書」という。）、審査請求人らの各履歴事項全部証明書）

(2) 審査請求人X₁、審査請求人X₂、審査請求人X₃及び審査請求人X₆は平成29年7月4日に処分庁1に対し、審査請求人X₄及び審査請求人X₅は同月7日に処分庁2に対し、それぞれ、労働保険料徴収法19条1項の規定に基づき、平成28年度の確定保険料申告書（以下「本件各申告書」という。）を提出した。

（本件各申告書）

(3) 平成30年5月17日、A労働局が審査請求人X₁、審査請求人X₂、審査請求人X₃及び審査請求人X₆に対し、B労働局が審査請求人X₄及び審査請求人X₅に対し、それぞれ、労働保険料徴収法43条1項の規定に基づき、審査請求人らの営む各事業に係る労働保険料等算定基礎調査を行ったところ、本件各申告書において、審査請求人らの労働保険料の額を算定するに当たり、F地に所在する法人（以下「本件海外法人」という。）から審査請求人らの従業員（以下「本件従業員」という。）に支払われた賃金を労

働保険料（一般保険料）の額の算定の基礎となる賃金総額に算入していないことが判明した。

（労働保険保険料算定基礎調査復命書（A労働局）、復命書（B労働局）、各労働保険保険料・石綿健康被害救済法一般供出金算定基礎調査書（以下「労働保険料等算定基礎調査書」という。）、本件判決書）

- (4) 上記(3)の調査結果を受けて、処分庁1及び処分庁2は、本件海外法人から本件従業員に支払われた賃金を労働保険料（一般保険料）の額の算定の基礎となる賃金総額に算入して、審査請求人らの平成28年度の労働保険料の額を算定し直した。

その結果、処分庁1は平成30年10月23日付けで審査請求人X₁、審査請求人X₂、審査請求人X₃及び審査請求人X₆に対し、処分庁2は同月22日付けで審査請求人X₄及び審査請求人X₅に対し、それぞれ、労働保険料徴収法19条4項の規定に基づき、平成28年度の労働保険料の額を認定する決定（本件各認定決定）をするとともに、労働保険料徴収法21条1項の規定に基づき、納付すべき労働保険料の不足額に係る追徴金を徴収する決定（本件各徴収決定）をした。

（各「労働保険料・一般拠出金の認定決定について」と題する書面（以下「労働保険料認定通知書」という。））

- (5) 審査請求人らは、平成30年11月6日、審査庁に対し、本件各認定決定及び本件各徴収決定を不服として本件各審査請求をした。

（各審査請求書）

- (6) 審査請求人らは、平成31年4月22日、E地方裁判所に対し、本件訴訟を提起したが、同裁判所は、令和3年4月15日、本件各認定決定及び本件各徴収決定の取消請求をいずれも棄却するなどの判決（以下「本件判決」という。）を言い渡した。

本件判決は、審査請求人らが控訴の申立てをしなかったため、令和3年4月30日の経過をもって確定した。

（本件訴訟の訴状、本件判決書、「判決の確定について（通知）」と題する書面）

- (7) 審査庁は、令和3年9月1日、当審査会に対し、本件各審査請求はいずれも棄却すべきであるとして本件各諮問をした。

（各諮問書、各諮問説明書）

3 審査請求人らの主張

審査請求人らは、本件各認定決定及び本件各徴収決定については、A労働局に対し、通知をする前にその法的根拠を明示していただきたいとの申出を再三していたが、その法的根拠が明示されないまま通知がされたから、本件各認定決定及び本件各徴収決定は、違法であり、取り消されるべきである。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 本件判決は、次のとおり判示している。

(1) 本件各認定決定及び本件各徴収決定が実体上適法であるかについて

労働保険料は、労働者の「賃金総額」によって定まるものであるところ、「賃金」は、その名称のいかんを問わず、労働の対償として受けるもの又は支払われるものとされている。そして、労働保険料徴収法は、事業主はその保険年度に「使用する」又は「使用した」全ての労働者に係る労働保険料を支払う旨規定している。

本件海外法人は、実態の伴った事業所であったとはおよそいい難く、本件従業員については、契約書等の書類上、本件海外法人に転籍した上で、審査請求人らに出向するという形式が採られていたものの、上記転籍の前後を通じてその業務内容に変更があったというわけではなく、上記転籍の後も、本件従業員は審査請求人らの業務に引き続き従事しており、本件従業員に対して指揮監督権を有していたのは審査請求人らであったものと推認されるどころ、これを覆すに足りる証拠はない。

そして、本件従業員に支給されていた給与及び賞与についても、形式上は、給与のうち一定額は審査請求人らが支払い、その余の給与及び賞与は本件海外法人名義で支払われていたものの、本件海外法人の負担分については、「出向料」という名目で審査請求人らから本件海外法人に支払われていた。そうすると、本件海外法人名義で本件従業員に支払われていた給与及び賞与は、上記のとおり実態のない本件海外法人を迂回させる方法により、実質的には、審査請求人らが支払っていたものとみるのが相当である。

以上の事情に照らせば、本件従業員が支払を受けていた給与及び賞与は、本件海外法人名義で支払われていた分も含めて、全て審査請求人らへの労働の対償として審査請求人らが支払っていたものと認められる。

したがって、本件従業員に係る労働保険料の額の算定においては、本件海外法人名義で支払われていた分を賃金総額に算入するのが相当であるから、本件各認定決定及び本件各徴収決定は、実体上適法である。

(2) 本件各認定決定及び本件各徴収決定に行政手続法14条1項本文所定の理由の提示を欠く違法があるかについて

労働保険料徴収法37条によれば、労働保険料の認定決定及び追徴金の徴収決定については、行政手続法14条1項の規定は適用されないから、本件各認定決定及び本件各徴収決定が同項に違反するとの審査請求人らの主張は、その前提を欠くものとして採用することができない。

2 審査請求人らは、法的根拠が明示されないまま通知された本件各認定決定及び本件各徴収決定は違法であると主張するが、本件各認定決定及び本件各徴収決定については、本件訴訟において、当事者双方が提出した証拠等に基づき、十分な審理が尽くされている。そして、上記1のとおり、本件各認定決定及び本件各徴収決定について違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、本件各認定決定及び本件各徴収決定は、いずれも適法であるから、本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件各諮問に至るまでの一連の手続について

本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの一連の手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各認定決定及び本件各徴収決定の違法性又は不当性について

(1) 本件各認定決定は、本件各申告書において、審査請求人らの労働保険料の額を算定するに当たり、本件海外法人から本件従業員に支払われた賃金を労働保険料（一般保険料）の額の算定の基礎となる賃金総額に算入していないことが判明したことを受けて、されたものである（上記第1の2の(3)及び(4)）。

労働保険料徴収法によると、事業主は、その保険年度に「使用する」又は「使用した」全ての労働者に係る労働保険料を納付しなければならず（15条1項、19条1項及び5項）、労働保険料（一般保険料）の額は、「賃金総額」に「一般保険料に係る保険料率」を乗じて得た額とされ（11条1項）、「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用する全ての労働者に支払う賃金の総額をいい（同条2項）、「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うものをいうとされている（2条2項）。

したがって、本件では、本件海外法人から本件従業員に支払われた賃金が、審査請求人らの業務に対する労働の対償として、審査請求人らが支払ったものといえるかが問題となっている。

この点について、審査請求人らは、本件各審査請求においては何ら主張も資料の提出もせず、専ら本件訴訟において争ったが、本件判決は、①本件海外法人は、実態の伴った事業所であったとはおよそいい難く、本件従業員については、契約書等の書類上、本件海外法人に転籍した上で、審査請求人らに出向するという形式が採られていたものの、上記転籍の前後を通じて、その業務内容に変更があったわけではなく、上記転籍の後も、本件従業員は審査請求人らの業務に引き続き従事しており、本件従業員に対して指揮監督権を有していたのは審査請求人らであったと推認されるところ、これを覆すに足りる証拠はなく、②本件従業員に支給されていた給与及び賞与をみると、形式上は、給与のうち一定額は審査請求人らが支払い、その余の給与及び賞与は本件海外法人名義で支払われていたものの、本件海外法人の負担分については、「出向料」という名目で審査請求人らから本件海外法人に支払われていたのであるから、本件海外法人名義で支払われていた給与及び賞与は、実態のない本件海外法人を迂回させる方法により、実質的には、審査請求人らが支払っていたものとみるのが相当であり、③以上の事情に照らせば、本件従業員が支払を受けていた給与及び賞与は、本件海外法人名義で支払われていた分も含めて、全て審査請求人らの業務に対する労働の対償として審査請求人らが支払っていたものと認められると判示している（本件判決書）。そして、本件判決は、審査請求人らが控訴の申立てをしなかったため、確定している（上記第1の2の(6)）。

そうすると、審査請求人らの労働保険料の額を算定するに当たり、本件海外法人から本件従業員に支払われた賃金を労働保険料の額の算定の基礎となる賃金総額に算入していない本件各申告書の記載には、誤りがあると認められる。

したがって、処分庁1及び処分庁2が、労働保険料徴収法19条4項の規定に基づき、本件海外法人から本件従業員に支払われた賃金を労働保険料の額の算定の基礎となる賃金総額に算入して審査請求人らの平成28年度の労働保険料の額を算定し直し、当該労働保険料の額を認定する決定（本件各認定決定）をしたことについては、違法又は不当な点は認められない。

(2) そこで、本件各認定決定の内容が適正であるかについて検討する（なお、本件各審査請求の諮問説明書及び審理員意見書によると、この点について審査庁及び審理員が検討した形跡がうかがわれない。）。

ア 審査請求人X₁に対する本件認定決定について

処分庁1は、審査請求人X₁に対し、平成28年度の労働保険料の額（以下「確定額」という。）を53万8,342円、納付すべき労働保険料の不足額（以下「不足額」という。）を19万8,495円と認定した（審査請求人X₁に対する労働保険料認定通知書）。

審査請求人X₁に係る労働保険料等算定基礎調査書によると、算定し直した平成28年度の労働保険料の額（以下「算定額」という。）は53万8,342円であり、納付した労働保険料の額（以下「納付額」という。）は33万9,847円であるから、その差引額は、19万8,495円となる。

そうすると、上記認定の確定額及び不足額は、いずれも適正である。

イ 審査請求人X₂に対する本件認定決定について

処分庁1は、審査請求人X₂に対し、確定額を802万1,768円、不足額を257万2,030円と認定した（審査請求人X₂に対する労働保険料認定通知書）。

審査請求人X₂に係る労働保険料等算定基礎調査書によると、算定額は802万1,768円であり、納付額は544万9,738円であるから、その差引額は、257万2,030円となる。

そうすると、上記認定の確定額及び不足額は、いずれも適正である。

ウ 審査請求人X₃に対する本件認定決定について

処分庁1は、審査請求人X₃に対し、確定額を13万5,065円、不足額を4万7,476円と認定した（審査請求人X₃に対する労働保険料認定通知書）。

審査請求人X₃に係る労働保険料等算定基礎調査書によると、算定額は13万5,065円であり、納付額は8万7,589円であるから、その差引額は、4万7,476円となる。

そうすると、上記認定の確定額及び不足額は、いずれも適正である。

エ 審査請求人X₄に対する本件認定決定について

処分庁2は、審査請求人X₄に対し、確定額を731万1,120円、不足額を134万4,772円と認定した（審査請求人X₄に対する労働

保険料認定通知書)。

しかし、審査請求人X₄に係る労働保険料等算定基礎調査書によると、算定額は731万1,120円であり、納付額は596万6,555円であるから、その差引額は、134万4,565円となる。

そうすると、上記認定の確定額は適正であるが、上記認定の不足額は計算間違いであることが明らかである。

そこで、当審査会が、審査庁に対し、上記認定の不足額(134万4,772円)が計算間違いであることを指摘したところ、審査庁から、計算間違いを認めるとの回答とともに、審査請求人X₄が労働保険の不足額とその不足額に係る追徴金の納付をしなかったことから処分庁2が審査請求人X₄に送付した労働保険料及び追徴金の督促状(以下「本件督促状」という。)が提出された(令和3年9月13日付けの事務連絡)。本件督促状には、不足額の正しい金額(134万4,565円)が記載されているから、審査請求人X₄に対する本件認定決定における不足額の認定間違いは、本件督促状による督促(以下「本件督促」という。)により、その瑕疵が治癒されたといえることができる。そして、審査請求人X₄は、本件訴訟において本件督促の取消しも求めた(本件訴訟の訴状)が、本件督促の取消請求も棄却する本件判決が言い渡され、本件判決は確定しているから、上記正しい金額との差額(207円)については、審査請求人X₄が取立てを受けるおそれはないといえることができる。

以上によれば、審査請求人X₄からの審査請求のうち、不足額の認定の取消しを求める部分については、審査請求の利益がないから、却下すべきである。

オ 審査請求人X₅に対する本件認定決定について

処分庁2は、審査請求人X₅に対し、確定額を10万2,472円、不足額を2万6,851円と認定した(審査請求人X₅に対する労働保険料認定通知書)。

審査請求人X₅に係る労働保険料等算定基礎調査書によると、算定額は10万2,472円であり、納付額は7万5,621円であるから、その差引額は、2万6,851円となる。

そうすると、上記認定の確定額及び不足額は、いずれも適正である。

カ 審査請求人X₆に対する本件認定決定について

処分庁1は、審査請求人X₆に対し、確定額を883万6,762円、

不足額を184万9,331円と認定した（審査請求人X₆に対する労働保険料認定通知書）。

審査請求人X₆に係る労働保険料等算定基礎調査書によると、算定額は883万6,762円であり、納付額は698万7,431円であるから、その差引額は、184万9,331円となる。

そうすると、上記認定の確定額及び不足額は、いずれも適正である。

- (3) 次に、本件各徴収決定の内容が適正であるかについて検討する（なお、本件各審査請求の諮問説明書及び審理員意見書によると、この点についても審査庁及び審理員が検討した形跡がうかがわれない。）。

労働保険料徴収法によれば、政府は、事業主が労働保険料の不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき不足額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に100分の10を乗じて得た額の追徴金を徴収するとされている（21条1項本文）。

- ア 審査請求人X₁に対する本件徴収決定について

処分庁1は、審査請求人X₁に対し、追徴金額を1万9,800円と決定した（審査請求人X₁に対する労働保険料認定通知書）。

審査請求人X₁が納付すべき不足額は、上記(2)のアのとおり、19万8,495円であるから、上記決定の追徴金額は、適正である。

- イ 審査請求人X₂に対する本件徴収決定について

処分庁1は、審査請求人X₂に対し、追徴金額を25万7,200円と決定した（審査請求人X₂に対する労働保険料認定通知書）。

審査請求人X₂が納付すべき不足額は、上記(2)のイのとおり、25万7,203円であるから、上記決定の追徴金額は、適正である。

- ウ 審査請求人X₃に対する本件徴収決定について

処分庁1は、審査請求人X₃に対し、追徴金額を4,700円と決定した（審査請求人X₃に対する労働保険料認定通知書）。

審査請求人X₃が納付すべき不足額は、上記(2)のウのとおり、4万7,476円であるから、上記決定の追徴金額は、適正である。

- エ 審査請求人X₄に対する本件徴収決定について

処分庁2は、審査請求人X₄に対し、追徴金額を13万4,400円と決定した（審査請求人X₄に対する労働保険料認定通知書）。

審査請求人X₄が納付すべき不足額は、上記(2)のエのとおり、13万4

4, 565円が正しいが、この額を基に計算しても、追徴金額は、13万4,400円となるから、上記決定の追徴金額は、適正である（なお、本件督促状にも、追徴金額は「13万4,400円」と記載されている。）。

オ 審査請求人X₅に対する本件徴収決定について

処分庁2は、審査請求人X₅に対し、追徴金額を2,600円と決定した（審査請求人X₅に対する労働保険料認定通知書）。

審査請求人X₅が納付すべき不足額は、上記(2)のオのとおり、2万6,851円であるから、上記決定の追徴金額は、適正である。

カ 審査請求人X₆に対する本件徴収決定について

処分庁1は、審査請求人X₆に対し、追徴金額を18万4,900円と決定した（審査請求人X₆に対する労働保険料認定通知書）。

審査請求人X₆が納付すべき不足額は、上記(2)のカのとおり、18万4,933円であるから、上記決定の追徴金額は、適正である。

(4) 上記(1)から(3)までで検討したところによれば、(ア)審査請求人X₁、審査請求人X₂、審査請求人X₃、審査請求人X₅及び審査請求人X₆からの各審査請求については、棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当であり、(イ)審査請求人X₄からの審査請求については、①本件徴収決定の取消しを求める部分を棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当であり、②本件認定決定のうち、労働保険料の確定額の認定の取消しを求める部分を棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当であるが、労働保険料の不足額の認定の取消しを求める部分は、却下すべきであるから、棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

3 審査請求人らの主張について

審査請求人らは、本件各認定決定及び本件各徴収決定については、A労働局に対し、通知をする前にその法的根拠を明示していただきたいとの申出を再三していたが、その法的根拠が明示されないまま通知がされたから、本件各認定決定及び本件各徴収決定は違法であると主張する（上記第1の3）。この主張は、その趣旨が明らかではないが、本件各認定決定及び本件各徴収決定について、行政手続法13条に定める意見陳述のための手続が執られていないこと又は同法14条1項に定める理由の提示がされていないことを主張しているものと善解することができる（審査請求人らは、本件訴訟においては、同法14条1項違反を主張している（本件判決書）。）

しかし、労働保険料徴収法37条は、この法律の規定による処分については、行政手続法第2章及び第3章の規定は適用しないと規定しているから、労働保険料徴収法19条4項の規定に基づく本件各認定決定及び労働保険料徴収法21条1項の規定に基づく本件各徴収決定について、意見陳述のための手続が執られず、また、理由の提示がされなかったとしても、行政手続法違反になるわけではない（なお、審査請求人らに対する各労働保険料認定通知書には、本件各認定決定の根拠規定として「労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条第4項（中略）に基づき」との記載が、また、本件各認定決定の理由（「差額が生じた理由」）として「賃金総額への算入漏れ」又は「雇用保険申告に海外法人支払分未算入のため」との記載がされている。）。

したがって、審査請求人らの上記主張は、いずれも、その前提を欠き、採用することができない。

4 付言

(1) 審査庁における審理の在り方について

審査庁が、本件各諮問をするに当たり、審査請求人X₄に対する本件認定決定における不足額の認定間違いを看過したのは、本件各認定決定における認定額及び本件各徴収決定における決定額が適正であるかについて検討をしなかったことに原因があると考えられる。すなわち、審査庁及び審理員は、処分庁1及び処分庁2が本件各認定決定をしたことの適否（本件各認定決定において、審査請求人らの労働保険料の額を算定するに当たり、本件海外法人から本件従業員に支払われた賃金を労働保険料の額の算定の基礎となる賃金総額に算入したことの適否）についてのみ検討し（上記第2）、本件各認定決定における認定額及び本件各徴収決定における決定額が適正に算出されているかについては、その算出の根拠となる資料に照らした検討をした形跡がうかがわれない（上記2の(2)及び(3)）。これは、審査庁及び審理員が、上記の認定額及び決定額はいずれも適正に算出されていて誤りはないとする処分庁1及び処分庁2の各弁明（各弁明書参照）を正しいものとして受け止めたためであると考えられるが、処分庁の弁明内容についてその根拠となる資料に照らした検討をしていない本件の審理は、審査庁及び審理員が本来すべき調査検討を尽くしていないといわざるを得ない。

(2) 処分の通知書における根拠規定の記載について

審査請求人らに対する各労働保険料認定通知書は、処分庁1又は処分庁2が審査請求人らに対し本件各認定決定及び本件各徴収決定をしたことを通知した書面であるところ、それらには、本件各認定決定の根拠規定（労働保険料徴収法19条4項）は記載されているが、本件各徴収決定の根拠規定（労働保険料徴収法21条1項本文）は記載されていない。根拠規定の異なる二つの処分をしたことを通知する書面において、一つの処分の根拠規定のみを記載し、もう一つの処分の根拠規定を記載しない取扱いについて、合理的な理由を見いだすことはできない。審査庁においては、処分の名宛人が処分の根拠規定を正しく理解することができるようにするため、労働保険料認定通知書の様式（平成25年3月29日付け基発0329第3号厚生労働省労働基準局長通達「労働保険適用関係事務処理手引・労働保険料算定基礎調査実施要領の改訂について」において定める様式）を改訂して、追徴金の徴収に関する根拠規定も記載するようにすべきである。

5 まとめ

以上によれば、(1)審査請求人X₁、審査請求人X₂、審査請求人X₃、審査請求人X₅及び審査請求人X₆からの各審査請求については、棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当であり、(2)審査請求人X₄からの審査請求については、①本件徴収決定の取消しを求める部分を棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当であり、②本件認定決定のうち、労働保険料の確定額の認定の取消しを求める部分を棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当であるが、労働保険料の不足額の認定の取消しを求める部分は、却下すべきであるから、棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美